

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン【Ver.8】

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたイベント等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 県主催イベントの対応

(1) 開催

- ・ 県が主催するイベントは、(2)「イベント開催時の必要な感染防止対策」や業種別ガイドラインを参考に、個別にイベントの性質・施設の状況等を踏まえた感染防止対策を行い、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示されているイベントの留意事項（参加人数等）を遵守した上で開催する。
- ・ イベント参加者が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超えるようなイベントについては、併せて感染防止安全計画を策定し、危機管理課へ事前相談を行う。なお、事前相談において、危機管理課は適切な感染防止対策をとれているかどうかを確認し、最終的にどの様な感染防止対策をとるか、イベントの開催の可否等の判断については、イベント担当課の責任において行うものとする。

※社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

※大規模イベントの開催に伴う県への事前相談について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html

(2) イベント開催時の必要な感染防止対策

	項 目	内 容
①	飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②	手洗、手指・施設消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） ➤ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③	換気の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く
④	来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 ➤ 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 <ul style="list-style-type: none"> * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 ➤ 食事中以外のマスク着用の推奨 ➤ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 <ul style="list-style-type: none"> * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 ➤ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥	出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 ➤ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 ➤ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦	参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> * 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス Bluetooth や QR コードを用いたもの等）を活用。 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、健康状態申告書（様式1）の提出による氏名・連絡先等の把握を徹底。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 ➤ 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起
⑧	ガイドライン遵守の旨の周知	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業種別ガイドライン（注）のあるイベントについては、業種別ガイドラインに従った感染防止対策を遵守し、その旨を参加者へ周知する

※大声を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

（注）内閣官房のHPにおいて、各業界団体等が作成している業種別ガイドラインを公表している。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【会議・講演会における感染防止対策例】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP等により、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に参加をお断りすることがある旨を周知する。

1) 入場時の体調チェック・マスク着用の確認・登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②マスク着用の確認→ ③登録→ ④ポリシー周知→⑤手洗い→
⑥入場

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 発熱者・有症状者の入場は断る。

※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②マスク着用の確認

- ・ マスク着用を確認し、持参していない者がいた場合は、マスクを配布する等して、適切なマスクの正しい着用を周知する。

③入場登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

④入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

⑤手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑥入場

- ・ 以上⑤までを行った方は、入館を許可する。
なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。
- ・ 入場者には接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。（健康状態申告書（様式1参照）の提出も可）

⑦入場時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔を維持する。（できるだけ2 m、最低1 m）

2) 講演会等の主催者による適切な環境管理

- ・ 講演会等の途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。
定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 会場の定員や座席間隔については、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示しているイベントの留意事項を参考に人が密集しないよう工夫する。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意する。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入退場に時間差を設け、人の密集を回避する。また、常に人の出入りがあるイベントの場合は、入場口と退場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 講演者・スタッフの行動管理

- ・ 有症状者は出演・出勤を控える。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ イベントを実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5) 飲食関連

- ・ 食事中以外のマスク着用を推奨する。
- ・ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛する。

6) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

7) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）。

8) 換気

- ・ 機械換気による常時換気又は窓開け換気を行うように努める。

9) 参加者の催物前後の行動管理

- ・ イベント前後においても個人として感染防止対策を行ってもらうように注意喚起する。

10) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者に感染者が出た場合は保健所の聞き取り調査が行われる場合がある旨を周知するものとする。

3 県有施設の対応

施設管理者は、社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請や業種別ガイドラインを遵守し、施設の実情に応じて必要な感染防止対策を徹底する。

該当する業種別ガイドラインがない施設においては、類似施設の業種別ガイドラインを参照する。

【ガイドラインの取扱い】

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月2日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

様式 1

健康状態申告書（例）		
① 氏 名		
② 住 所		
③ 体 温	. °C	
④ 発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状	あり ・ なし	
⑤ 頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害	あり ・ なし	
⑥ 緊急連絡先	電話 （ ） -	
<p>※1 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、厚生労働省が定める期間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>		

※入場の際、検温を実施する場合は③欄は、記入不要